

安否確認システム『安否ねっと』 利用許諾約款

法人、団体の皆様（以下、「お客様」といいます）は、株式会社テンフィートライト（以下、「弊社」といいます）が提供する安否確認システム（以下、「本システム」といいます）を利用するにあたって、本約款に同意した上で別途定める「安否確認システム『安否ねっと』利用申込書（以下、「申込書」といいます）」にて申込み、弊社が本システムの利用を許諾することをもって契約の締結（以下、「本契約」といいます）とみなすものとする。

第1条（目的）

本契約では、本システムに関し、弊社が第3条の利用権を本約款に定める条件でお客様に許諾するものとし、お客様はその対価として第5条で定める利用許諾ライセンス費用を弊社に支払うものとする。

第2条（利用許諾）

1. 弊社は、別途定める申込書にて申込みを受け付け、必要な審査や手続き等を経た後にその利用を許諾する。
2. 審査の結果、以下の項目のいずれかに該当する場合、利用申込みを許諾しない場合がある。
 - (1) 虚偽・誤記または記入漏れがあった場合
 - (2) 過去に本約款違反等がある場合
 - (3) お客様または本システムを利用するお客様の役員及び使用人（派遣社員、アルバイトを含む。以下「従業員等」といいます）が暴力団関係者その他反社会的団体に属する者と弊社が判断した場合
 - (4) 弊社が不適当と判断した場合
 - (5) その他の事由により、本システムの提供が困難であると判断した場合
3. 前項の規程により本システムの申し込みを拒絶した場合は、速やかにお客様へ通知するものとする。なお、申込みを拒絶した理由を開示する義務を弊社は負わないものとする。
4. 弊社からお客様への利用許諾の通知は、お客様の指定した電子メールアドレスへの送付等、弊社が適当と判断する方法により行うものとする。
5. 前項の通知は、弊社が処理を完了した後、通常必要とされる時間・日数の経過をもって、お客様に到着したものとみなします。
6. 前項の場合において、弊社に責のある場合を除き、お客様に通知が届かないことに起因して発生した損害について、弊社は一切責任を負わないものとする。
7. お客様は、申込書の内容に変更があった場合は、速やかに所定の方法で変更の届出を行うものとする。
8. 前項の届出がなかったことによりお客様が不利益を被った場合、その損害はお客様に帰属し、弊社は一切責任を負わないものとする。

第3条（利用権）

1. 第5条で定める利用許諾ライセンス費用を支払うことで、申込書記載の利用開始予定日を本契約締結日とし、その日より1年間を有効期間として、本システムを利用できるものとする。
2. お客様に許諾された利用権は、有効期間満了の日の1か月前までにお客様と弊社の双方のいずれかより申し出の無い限り、1年間延長するものとし、以後同様とする。
3. 本約款に基づき、お客様に許諾される本システムの利用権は、お客様及び従業員等、さらに従業員等の家族（以下従業員等及びその家族等を併せて「利用者」といいます）が利用する目的でのみ非独占的に許諾されるものとする。
4. お客様は、申込書にて、本システムを利用する従業員等の数を弊社へ届出するものとする。
5. 従業員等の家族については、従業員等1人あたり本人含め10名まで登録することができる。

第4条（権利の帰属）

本システムに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、弊社または弊社にこれらを許諾した第三者に独占的に帰属する。利用者は、本システムに係る所有権および知的財産権を取得することはできないものとする。

第5条（利用許諾ライセンス費用）

1. 本システムの利用に際して、お客様は弊社に対し、申込書記載の従業員等の数に応じ算出された利用許諾ライセンス費用を支払うものとする。
2. 従業員等の数は申込書記載の人数を上限とし、超過する場合は別途協議の上、お客様は弊社に対し、利用許諾ライセンス費用の超過費用を支払うものとする。
3. 利用許諾ライセンス費用は、一括払いもしくは分割払いとする。

第6条（支払い条件）

1. 弊社は第5条に定める利用許諾ライセンス費用をお客様へ請求するものとし、お客様は弊社の指定する金融機関の口座振り込み支払うものとする。なお、振り込みに伴う手数料はお客様負担とする。
2. お客様は請求対象月翌月末までに弊社の指定する金融機関の口座へ振り込み支払うものとする。

第7条（解約）

1. お客様が本契約を解約する場合は、弊社が定めた所定の手順に従い手続きを行うものとする。
2. 前項に定める解約日は、お客様が希望する解約日と弊社が解約の通知を受領した日のうち、いずれか遅い日とする。
3. お客様の通知が、何らかの障害等により通常要する期間より遅れて到着した場合であっても弊社は一切責任を負わないものとする。
4. 前各項の定めによる解約日が有効期間満了日以外の日となる場合について、第5条第3項に定める支払い方法に応じ、以下の通り定める。なお、第3条第2項に基づき、解約日の確定した日が有効期間満了日の1か月前の日より遅い日となった場合には、1年間有効期間が延長された日を有効期間満了日とする。
 - (1) 一括払いの場合
弊社はお客様に対し、既にお支払いいただいた利用許諾ライセンス費用の返金はしないものとする。
また、お客様は弊社に対し、第3条第2項に基づき有効期間が延長された場合等で未払いとなっている利用許諾ライセンス費用がある場合には、たとえ解約後であっても支払いの義務を有するものとする。
 - (2) 分割払いの場合
お客様は弊社に対し、解約日の翌日が属する月から有効期間満了日の属する月までの月数分の利用許諾ライセンス費用に相当する額を、解約日の1か月前までに支払うものとする。なおこの場合であっても、お客様は、解約日までの間の利用許諾ライセンス費用の支払い義務は免れないものとする。

第8条（保守運用業務）

1. 弊社は、本約款を順守し、善良なる管理者の注意義務をもって本システムの保守運用業務を遂行するものとする。
2. 弊社は、本システムの保守運用業務の全部又は一部を第三者に再委託し、若しくは下請けさせ、又は第三者と共同で実施することができる。
3. 弊社は、保守運用業務遂行にあたり必要な業務の全部又は一部を第三者に再委託し、若しくは下請けさせ、又は第三者と共同で実施するときは、当該第三者に対して本約款において自らが負うべき義務と同等の義務を負わせるものとし、当該第三者による当該義務の履行について責任を負う。

第9条（本システムの停止・中断）

1. 弊社は本システムにおいて必要に応じて定期メンテナンスを行い、定期メンテナンス時にはシステムの一時停止や一部機能が利用できないことがある。メンテナンスの予定は、事前に本システムや弊社のWebサイト等で告知するものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、弊社は以下の各号のいずれかに該当する場合には、本システムの提供を停止することができる。
 - (1) 本システム、その他本システムを提供するために必要なシステムおよび電気通信設備の、保守上または工用上やむを得ないとき、またこれらにやむを得ない障害が

発生したとき

- (2) 本システムに著しい負荷や障害が与えられることによって正常なサービスを提供することが困難である場合、または困難であると弊社が判断したとき
 - (3) データの改ざん、ハッキング等本システムを提供することにより、お客様、第三者等が著しい損害を受ける可能性を弊社が認知したとき
 - (4) 電気通信事業者または国内外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止、および停止することにより、本約款に基づく本システムの提供を行なうことが困難になったとき
 - (5) サービス提供の運営を妨げる状況が発生した場合
 - (6) 天災・事変その他の非常事態の発生により、本システム提供が困難となった場合
 - (7) その他、本システム提供の継続を困難にする事由が発生した場合
3. 弊社は、前項に基づき本システムを停止・中断する場合には、利用者に対して事前にその旨ならびにその理由および期間を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
4. 弊社は、第1項に基づき本システムを停止・中断する場合や前項に基づく移設等により利用者が発生した損害について、一切責任を負わないものとする。

第10条（秘密保持）

1. お客様及び弊社は、相手方の書面による事前の承認なくして、本約款上及びそれに付随して知り得た相手方の業務上、技術上、その他一切の秘密情報を公表若しくは第三者へ開示し、又は本約款で定められた目的以外で利用してはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報については前項の適用外とする。
 - (1) 第三者に対する開示について事前に書面による情報開示者の承諾を得た情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知の情報
 - (3) 開示を受けた後、情報受領者の責めによらず公知となった情報
 - (4) 開示を受けた時、既に情報受領者が適法に保有していた情報
 - (5) 開示を受けた後、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに入手した情報
 - (6) 開示を受けた情報によらず、単独で開発又は作出した情報
3. お客様及び弊社は、前各項の規定にかかわらず、監督官庁その他の官公署から法令に基づく開示請求があった場合については、事前に相手方に通知した上で、相手方の情報を当該開示請求に必要なであると合理的に判断される範囲で開示することができるものとする。ただし、緊急でやむを得ない場合には、相手方に事後に通知を行うことで、本項に定める事前の通知を省略することができるものとする。
4. お客様及び弊社は、その役員及び使用人（派遣社員、アルバイトを含む。いずれも退職者を含む。以下同じ）並びに再委託先に対し、第1項の秘密保持義務を負わせるものとし、その役員若しくは使用人又は再委託先がこれに違反したときは、自己が違反したものとみなす。
5. お客様及び弊社は、第3条で定める利用権の有効期間が終了したとき又は情報開示者の要求があったときは、開示されたすべての秘密情報及びその複製物を情報開示者の指示に従い、合理的な方法にて返却、消去又は破棄するものとする。

第11条（個人情報の保護）

1. お客様及び弊社は、個人情報を扱う場合には、第3条で定める利用権の有効期間のみならずその終了後も厳格にこの秘密を保持し、当該個人情報の主体の承認がある場合を除いて第三者に一切開示してはならず、善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱わなければならない。
2. お客様及び弊社は、個人情報を取り扱うことができる自己の役員及び使用人並びに取り扱いの範囲を、本契約の履行に必要な範囲に限定するものとする。
3. お客様及び弊社は、自己の役員及び使用人に対し、その在職中及び退職後も前項にて定める個人情報の秘密を保持する旨の義務を負わせるものとし、役員又は使用人がこれに違反した場合は、当該当事者が前項の守秘義務に違反したものと見て、その責任を負うものとする。
4. お客様及び弊社は、個人情報の適正な取り扱いを確保し、個人のプライバシーの保護を図るため、次の事項を順守するものとする。
 - (1) 保守運用業務の遂行に必要な範囲を越えて個人情報を利用又は複製しないこと
 - (2) 個人情報に関する資料・データを、合理的な事由によらず、保守運用業務遂行場所から他に持ち出さないこと
 - (3) 個人情報（複製物を含む）について、お客様から返却・破棄の指示があった場合、これに従うこと
 - (4) 個別の利用を完了するごとに、当該利用により取得した個人情報がある場合には、正当な業務上の記録として保持するもの以外の個人情報については、破棄若しくは秘密情報として厳重に管理するものとし、以後当該個人情報の主体の承諾を得た場合を除き一切開示及び利用してはならないこと
5. お客様及び弊社は、本条に違反して個人情報が保守運用業務遂行以外の目的に利用され、又は第三者に開示、漏洩されたことが判明した場合には、速やかに相手方に報告するとともに、再発防止策を策定して実施しなければならない。
6. お客様及び弊社は、個人情報に関する苦情、異議、請求等を受けたときは、速やかにこれを相手方に報告するとともに、お客様と弊社の双方で協議し決定した方法に基づき、自己の費用と責任でこれを解決しなければならない。

第12条（免責事項）

1. 本システムは、地震や災害による損害を防止、軽減、人命救助を保証するサービスではなく、利用者に対して発生した生命・財産等如何なる損害についても、弊社はその責任を負わないものとする。
2. 本システムの利用、中止・中断等の発生により、利用者、さらに第三者が被ったいかなる損害についても、弊社はその責任を負わないものとする。
3. 弊社は、利用者の利用によって得る情報の正確性・有用性いずれについても保証せず、弊社のサービス設備に蓄積したデータ等の消失に関し、責任を負わないものとする。

第13条（権利義務の譲渡等の禁止）

お客様または弊社は、本契約の当事者たる地位並びに本約款上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

第14条（禁止事項）

本システム利用にあたり、お客様は本条で定める禁止次項を順守する。

- (1) 本約款に違反する行為。
- (2) 弊社の明示的な書面による事前の許可を得ずして、本システムを再販する行為。
- (3) 本システムを逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、ソースコードや構造・アイデア等を解析するような行為。
- (4) 本システムを複製、頒布、改変、翻案、翻訳するような行為。
- (5) 本システムの一部を切り離して単独のソフトウェアまたは何かに組み合わせて利用する行為。
- (6) 本システムを他のソフトウェアと統合する、またはそれに近い行為。
- (7) 弊社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為。
- (8) 他者になりすまして本システムを利用する行為
- (9) 他の利用者、弊社または第三者に対する誹謗、中傷を行う行為、若しくはそのおそれのある行為
- (10) 公序良俗に反する行為
- (11) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により、他者の個人情報を収集する行為
- (12) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本システムを通じて、又は本システムに関連して、意思の有無に拘わらず利用し、若しくは提供する行為
- (13) 弊社、または第三者が管理するサーバ等の設備の運営を妨げる行為
- (14) 第三者に対して、本システムを利用する権利を許諾したり与えたりする行為
- (15) 本システムに含まれる通信機能を利用して大量に情報を送付する行為、または、無差別に不特定の者に対してその意思に反し電子メール等を送信する行為、または事前に承認していない送信先に対してメールを配信する等の行為
- (16) 本システムおよび弊社が提供する全てのサービスの信用・名誉等を毀損する行為、またはそのおそれのある行為
- (17) 弊社若しくは第三者に損害を与える行為、またはその恐れのある行為。
- (18) 弊社若しくは第三者に対し何らかの妨害や破壊的活動、その他運営運用上許容できない事象につながる行為。

(19) その他、弊社が合理的な理由に基づき不適切と判断する行為。

第15条（契約解除等）

- お客様または弊社は、相手方が本項の各号の一に該当したときは、何らの催告なしに、全部または一部の契約を解除することができるものとする。解除された他方当事者は、負担する債務のすべてにつき、当然に期限の利益を失うものとする。
 - 手形交換所の不渡り処分を受けた、または金融機関から取引停止処分を受けたとき
 - 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき
 - 第三者から仮差押、仮処分、強制執行等を受け、契約の履行が困難と認められるとき
 - 破産の申立て、特別清算開始の申立て、再生手続開始の申立てまたは会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき
 - 解散、合併または営業の全部若しくは重要な一部の譲渡の決議によって、本システムの遂行が難しくなったとき
 - 財産状態が悪化しましたはその恐れがあると認められる相当の事由（振り出した手形の銀行への提示の延期を要請したときを含むが、これに限定されない）があるとき
 - 第三者の支配下に実質的に入り、本契約に関する相手方の利益を損なうと認められるとき
 - 本約款に違反し、書面をもって当該違反の是正を催告されたにもかかわらず、当該催告から30日を経過しても当該違反を是正しないとき
 - 本約款に関わる諸権利を第三者に対して転売、譲渡し、移転し又は質入その他の処分をしたとき
- 前項による契約の解除は、お客様または弊社の被った損害について相手方に損害賠償請求をすることを妨げないものとする。

第16条（サービス提供の終了）

弊社はお客様に提供する本システムの提供を終了する場合、3ヶ月以上前に書面によりお客様に通知することとし、お客様の本システムを利用したサービスの継続方法については、お客様と弊社の双方で誠意をもって協議の上解決するものとする。

第17条（存続条項）

第3条で定める利用権の有効期間が終了した場合といえども、第10条、第11条、第13条、第17条乃至第21条の規定は本契約終了後も、なお有効なものとして存続するものとする。

第18条（反社会的勢力の排除）

- お客様および弊社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - 自らが暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - 自らが反社会的勢力ではなかったこと。
 - 反社会的勢力を利用しないこと。
 - 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力でないこと及び反社会的勢力と交際がないこと。
 - 本契約の履行が、反社会的勢力の活動を助長し、又はその運営に資するものでないこと。
- お客様および弊社は、反社会的勢力の排除に厳正に取り組んでおり、双方が相手方による前項の確約に依拠して本契約の締結および履行をするものである事を確認する。
- お客様又は弊社は乙の一方について、第1項の確約に反する事実が判明した場合には、その相手方は書面で通知を行うことにより、何らの催告も行うことなく、本契約を解除することができる。
- 前項の規定により第3条で定める利用権が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じる損害について、一切の請求を行わない。
- 本条に従い解約した当事者は、当該解除により何らの損害賠償責任を負うものではない。

第19条（損害賠償）

お客様及び弊社は、本契約に違反したことによって相手方に損害が生じた場合には、相手方に対しその損害を賠償する責任を負うものとする。但し、損害賠償の額は、当該違反と客観的に相当因果関係が認められる直接かつ通常に生じた損害（予見可能性の有無に関わらず特別損害を含まない）の範囲で実際に被ったその損失、損害を限度に請求できるものとする。

第20条（合意管轄）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（約款の適用）

- 弊社は、本約款に同意の上利用申し込みされたお客様にのみ本システムを提供するものとする。本約款への同意の有無を問わず、本システムの利用者は、本約款が適用されるものとする。弊社が別途定める個別規約・利用条件等（以下併せて「利用規約等」といいます）は、本約款の一部を構成するものとする。本約款と利用規約等の定めが異なる場合は、利用規約等の定めが優先して適用されるものとする。
- 弊社は、利用者に予告することなしに本約款を変更することがあり、変更後の約款については、本システムまたは弊社 Web サイト等に掲載することとし、本約款に記載された変更日の到来時点より効力が生じるものとする。

第22条（雑則）

本約款に定めのない事項及び本契約に関し生じた疑義については、法令又は一般の慣習によるものとする他、お客様及び弊社が誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

附則

本約款は2016年5月10日から適用する。